令和５年２月28日
国土交通省関東地方整備局
利根川水系砂防事務所

工事発注手続きについて

～「Ｒ４烏川流域施設改築他工事」の発注手続きを行います～

利根川水系砂防事務所発注の「Ｒ４烏川流域施設改築他工事」において、受注者が建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の活用の取組を希望した場合に指標毎の目標基準の達成状況に応じて工事成績評定点に加点を行います。併せて不調・不落対策を試行・採用します。

工事発注において、入札参加者がいないことなどを理由として、入札の取りやめや不調が予測される工事について、不調・不落対策を試行しています。

今回発注する「Ｒ４烏川流域施設改築他工事」については、以下のとおり不調・不落対策を試行・採用します。

１．「公募型指名競争入札方式（総合評価落札方式）」

２．「ＣＣＵＳ活用工事（受注者希望方式）」

３．「施工箇所が点在する工事の積算」

４．「余裕期間制度（フレックス方式）」

５．「難工事指定」

※詳細は次頁をご覧下さい。

＜発表記者クラブ＞　竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、刀水クラブ･テレビ記者会、渋川記者クラブ

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局　利根川水系砂防事務所
電話　０２７９－２２－４１７７（代表）　FAX：０２７９－２４－４１８４
副所長　　小島　宏一　（内線：２０４）
工務課長　野村　利幸　（内線：３１１）

《工事概要》

（１）工 事 名　：Ｒ４烏川流域施設改築他工事
（２）工事場所　：群馬県安中市松井田町上増田地先　外１箇所
（３）工　　期　：契約締結の翌日から令和６年２月８日まで
（４）入札方式　：公募型指名競争入札方式（総合評価落札方式）
（５）工事種別　：一般土木工事　Ｃ等級
（６）工事内容　：１．上増田砂防堰堤（上増田地先）
　　鋼製スリット　　約２８ton
　　現場塗装　　約２００m2
　　仮設工　　１式
　　２．霧積砂防堰堤（坂本地先）
　　根固めブロック（３ｔ）製作据付　約２００個
　　仮設工　　１式

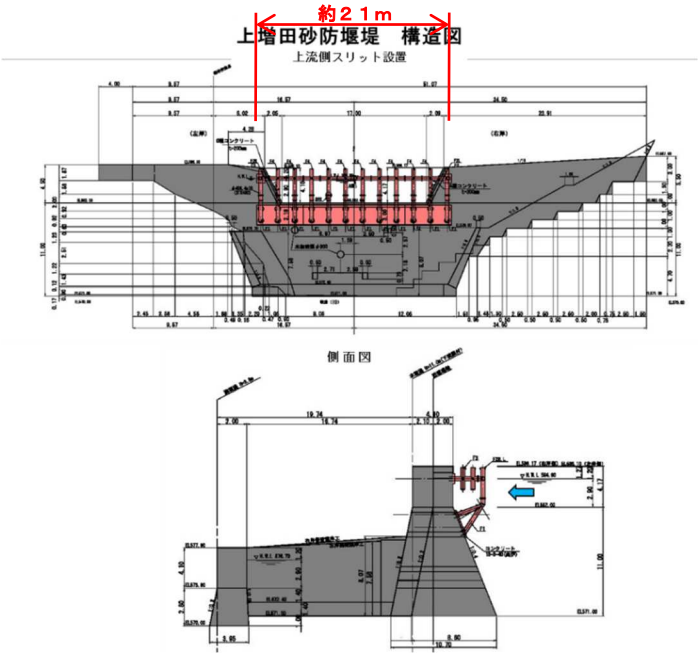

■：今回施工箇所

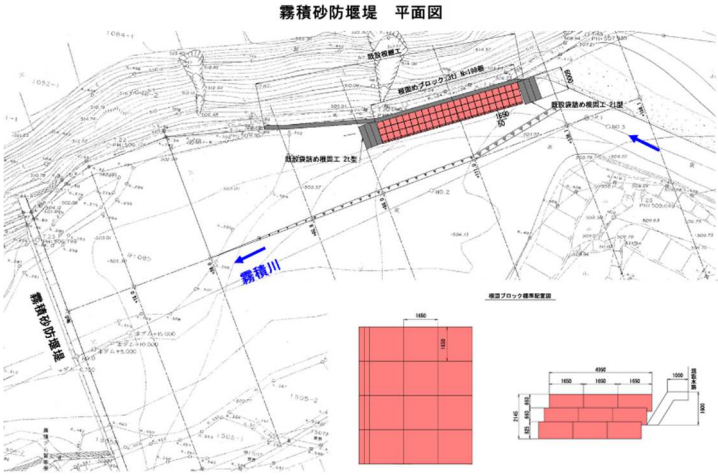

根固めブロック（３ｔ）198 個約２１ｍ

概略工事工程表

工事名：Ｒ４烏川流域施設改築他工事

工種	単位	数量	令和5年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考（パーティ(pt)数等）
準備	式	1		余裕期間 ※ 任意で設定可能										・30日間
根固め・水制工(坂本地区)	式	1												・作業土工(1pt) ・根固めﾌﾞﾛｯｸ工(1pt)
鋼製堰堤工(上増田地区)	式	1												・作業土工(1pt) ・鋼製堰堤本体工(1pt) ・現場塗装工(1pt)
仮設工	式	1												・工事用道路工(1pt) ・仮橋・仮桟橋工(1pt) ・砂防仮締切工(1pt)
片付け	式	1												・20日間
制約条件 年末年始、お盆	―													・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬

《余裕期間制度（フレックス）の活用について》
本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期（余裕期間と工期を合わせた期間）の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。
なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

《公募型指名競争入札方式（総合評価落札方式）地域防災実績評価型》

競争参加者が少数と見込まれ、技術難易度が比較的低い工事について、対象工事ごとに技術資料収集に係る公示資料の交付を受けて、競争参加希望者が参加表明確認申請書及び技術資料（参加要件は企業のみとして技術者要件を求めない。）を提出し、指名基準による選定を行い、指名された競争参加希望者により総合評価落札方式で落札者を決定するものです。なお、総合評価は、災害活動実績及び賃上げの実施を加算点としています。

《施工箇所が点在する工事の積算》

施工箇所が点在する工事について、建設機械を運搬する費用がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられることから、箇所毎に共通仮設費、現場管理費の算出を行う「施工箇所が点在する工事の積算」を採用します。

本工事の地区は、群馬県安中市松井田町上増田地先、坂本地先です。

《余裕期間制度（フレックス）の試行について》

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保の準備を行うことができる余裕期間制度を採用します。契約時に令和６年２月８日までの間で受注者は工事の始期・終期を任意に設定することができます。監理技術者等の配置が不要となります。また、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）についても、監理技術者等の配置が不要となります。

《難工事指定について》

本工事は、山間部における急峻で狭隘な箇所での施工となるため、厳しい安全管理が必要であるため、「難工事」の指定を実施します。

「難工事」指定された工事は、完成時に 70 点以上の工事成績評定を通知された場合、今後発注される「難工事施工実績評価対象工事（試行）」の総合評価の評価項目において加点対象となります。また、加点対象となる期間は、審査基準日の月以前の１年間に元請けとして、完成・引き渡しが完了した施工実績が加点対象となります。

また、主任（監理）技術者または現場代理人として従事した経験について、審査基準日の月以前の４年間を評価対象となります。

《スケジュール》

○入札公示、入札説明書　交付	：令和５年　２月２８日（火）
○競争参加資格確認申請書、資料　提出期限	：令和５年　３月　９日（木）
○入札書・工事費内訳書　提出期限	：令和５年　４月１７日（月）
○開札日	：令和５年　４月２０日（木）

「ＣＣＵＳ活用工事（受注者希望方式）」（試行）の概要

１．試行内容

受注者が工事着手前に自主的に建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の活用に取り組む旨を希望した場合は、下表のとおり３つの指標（以下、「３指標」という）の最低基準及び目標基準を指定し、指標の取り組みの達成状況に応じて工事成績評点において加点を行います。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

２．施工段階

受注者が工事着手前に自主的にＣＣＵＳの活用に取り組む旨を希望した場合は、特記仕様書に定めた時期に、受注者から３指標の取り組み状況の報告を求めます。

３．工事成績評定（工事完成検査／成績評定時）

受注者が工事着手前に自主的にＣＣＵＳの活用に取り組む旨を希望した場合は、下記のとおり３指標の達成状況に応じて工事成績評点で加点を行います。

① 受注者が３指標全てにおいて目標基準を達成した場合は１点加点
　⇒　考査項目別運用表　「５．創意工夫」「その他」で加点
② 上記①に加え、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は同考査項目でさらに１点加点　（①と②で合計２点加点）

なお、受注者が３指標いずれかにおいて最低基準を達成しなかった場合は、工事完成検査終了後に受注者から工事名、未達成の項目、要因及び改善策の報告を求めます。

※３指標の最低基準及び目標基準、工事成績評定は、「CCUS 活用推奨モデル工事」と同様です。

４．積算方法

カードリーダー設置費用、現場利用料（カードタッチ費用）を支出実績に基づき設計変更で費用計上する。

建設キャリアアップシステムの概要

○「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み

○若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力を向上させるもの

○また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの

＜建設キャリアアップシステムの概要＞

※システム運営主体
（一財）建設業振興基金

技能者情報等の登録

【事業者情報】
- **商号**
- **所在地**
- **建設業許可情報　等**

【技能者情報】
- **本人情報**
- **保有資格**
- **社会保険加入状況等**

【現場情報】
- **現場名**
- **工事の内容**
- **施工体制　等**

カードの交付・現場での読取

現場入場の際に読み取り

技能者の経験の見える化・能力評価

就業履歴を蓄積

評価基準に合わせてカードを色分け

現場管理のIT化・書類削減

見積り・請求のエビデンスとしての活用

施工実績DB・ビッグデータとしての活用

公募型指名競争入札方式（総合評価落札方式）の試行について

対象は
一般土木
C,B+C工事
維持修繕等

【メリット】
- ✓ 施工体制確保→発注工事の公募
- ✓ 資料は参加希望の意思確認時のみの提出
  →資料の簡素化、合理化（個別発注時では不要）
- ✓ 手続期間の短縮
  →指名通知から決定まで2週間程度
- ✓ 指名競争・総合評価落札方式
  →災害協定の締結や活動に係るインセンティブの向上

公示（工事内容・入札時期・落札方式等）

⇨

工事参加希望の意思確認・技術資料の提出
（参加意思表明申請書＋必要資料の提出）

参加要件は企業とし、技術者要件は求めない

⇨

指名基準による選定

⇨

発注（指名通知）
以降は指名競争・総合評価落札方式の手続き

⇨

指名競争・総合評価落札方式により落札決定

（標準点100点＋加算点（11点）＋施工体制評価点（30点））÷入札価格＝評価値
※加算点は災害活動実績＋賃上げの実施に関する評価

公募による企業の参加

公募結果に基づく指名

災害協定の締結や活動に係るインセンティブの向上